

岡崎市障がい児通所施設送迎用バス等改修支援事業実施概要（案）

1 事業の目的

障がい児通所支援事業所において、送迎用バス等への安全装置等の設置に係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

2 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、送迎用バス等改修支援事業を実施する際、送迎用バス等に、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等に係る備品購入等の費用に係る補助を行う。

3 対象となる事業

岡崎市から指定されている児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。

4 補助基準額

175 千円以内（1 台当たり）

5 対象となる送迎用バス等

通所を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。別紙「安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ」を参照のこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

6 対象となる安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表した当該リストを参考に選定することが可能であること。

（掲載ページ）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>



7 留意事項

- (1) 令和4年9月5日以降に実施した送迎バス等の改修が支援の対象となり、対象となる安全装置については購入を原則とするが、リースの場合は令和4年度末までのリース料を限度とする。
- (2) 安全装置については、送迎用バス等1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バス等の数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。
- (3) 取得価格又は効用の増加価格が単価3万円以上のものについては、目的外使用や譲渡、貸付け等ができないこと。また、売却した場合は、その金額を返還すること。
- (4) 購入後5年以内に事業所の休止、廃止、指定の取消し、停止命令を受けたとき、その他当該車両を送迎に供さなくなるなど装置の設置目的を果たさなくなるに至った場合は、財産の残存価格を市に返還させること。
- (5) 市が交付決定した日から指定する日までの間に設置手続き等を行うこと。
- (6) 本事業は予算の範囲内で補助するものであり、内部調整の過程で、追加・変更となる場合がある。

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について（参考資料）



令和5年3月16日

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認 
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認 

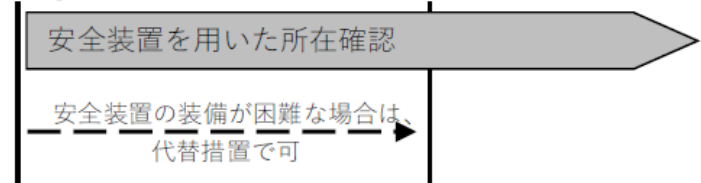


※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。
※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



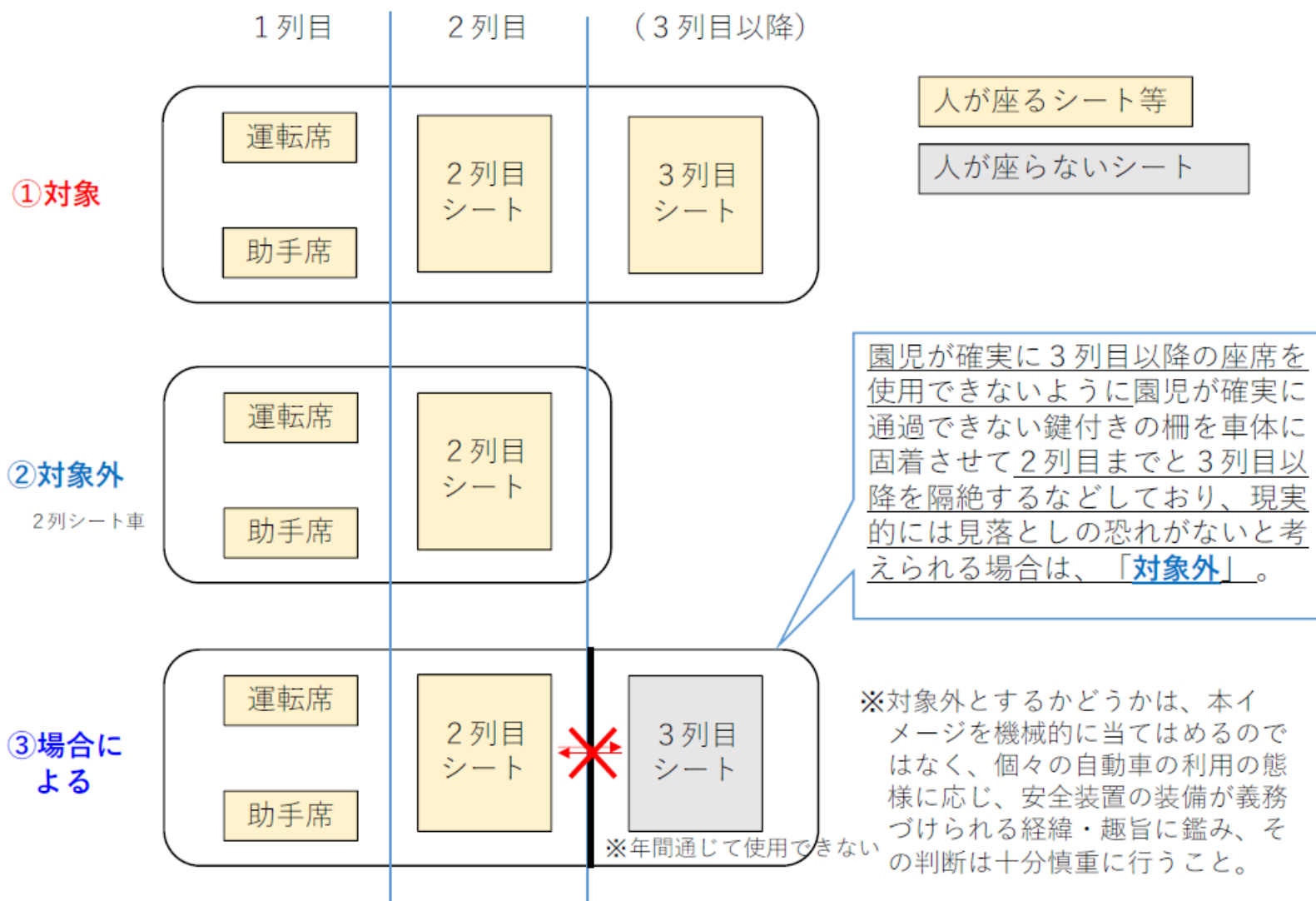
令和5年4月1日

令和6年4月1日

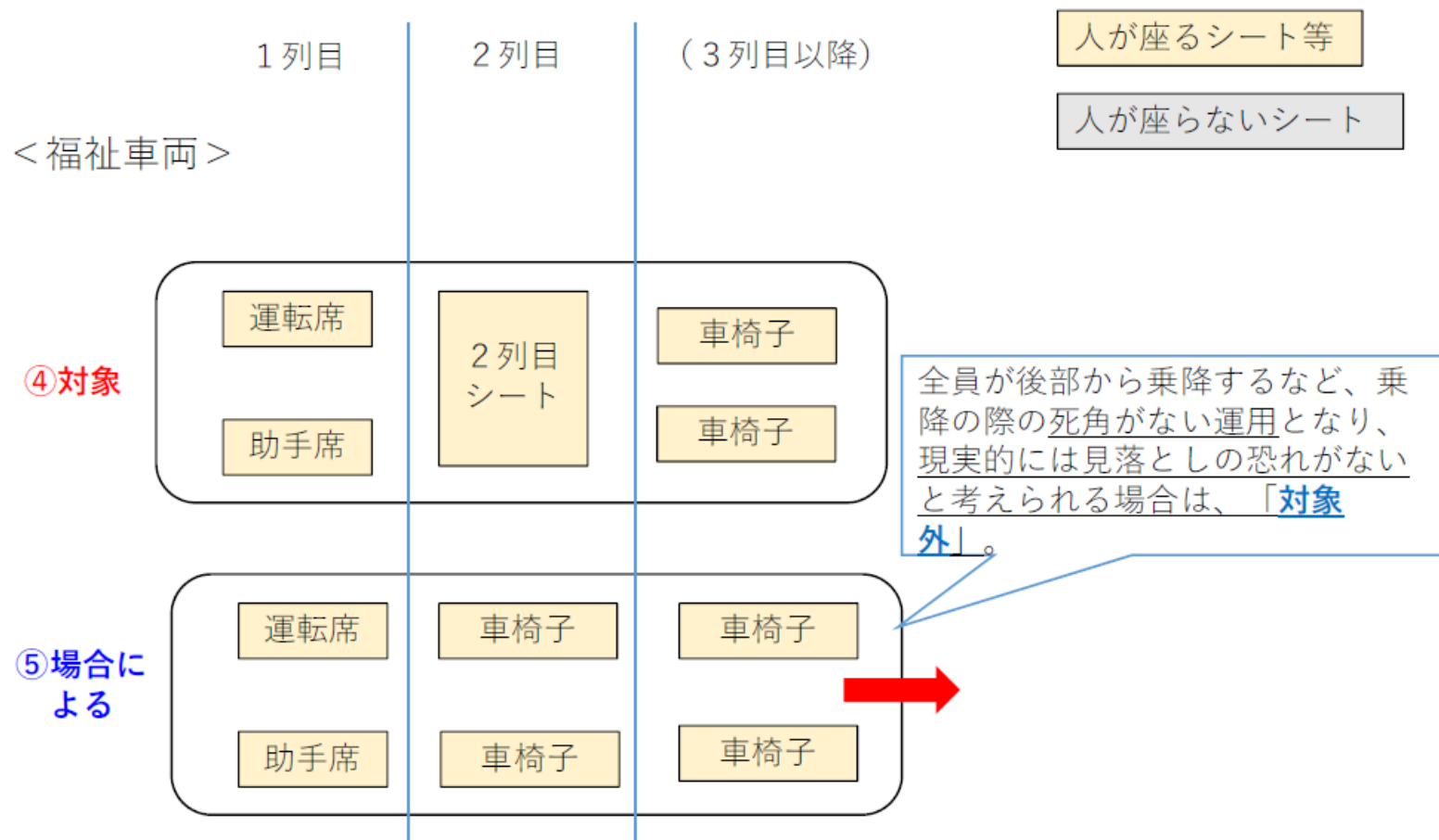
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



自動検知式の装置



「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置 掲載サイト

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

児童の乗降時における点呼等による所在確認 取り組み例

1. 毎日使えるチェックシート

- バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
- 最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

10月1日(月): **登園** / 降園

- 同乗職員は、バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、バスから降りた こどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、連絡のない こどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、車内に こどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。

運転手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

2. 園の体制の確認

- バス送迎におけるこどもの安全の確保のためには、
- 全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと
 - 園長の責任の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ることが重要です。

※ 園長自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

(安全管理の体制づくり)

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。
※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることか必要です。
- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

(保護者との連絡体制の確保)

- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。
※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

(園長の責務)

- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。